

区民委員会陳情説明資料

令和8年6月26日

件名	頁
1 5 受理番号 2 7 選択的夫婦別姓制度法制化を早期実現するよう国に意見書の提出を求める陳情	2
2 7 受理番号 1 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出するよう求める陳情	6
3 受理番号 2 区民の平等性を著しく欠く「区民葬儀における新たな助成制度」に関する陳情	10

(区 民 部)

件名	5 受理番号 27 選択的夫婦別姓制度法制化を早期実現するよう国に意見書の提出を求める陳情
所管部課名	区民部戸籍住民課 地域のちから推進部多様性社会推進課
陳情の要旨	国に対して「選択的夫婦別姓制度法制化の早期実現を求める意見書」の提出を求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>夫婦の氏は、民法第750条で「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定されている。平成8年度に民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入を提言した法制審議会の答申が出されてから30年が経過している。</p> <p>1 政府の動向</p> <p>(1) 法制審議会 民法部会での審議</p> <p>ア 平成3年 婚姻制度等の見直しについて審議を開始</p> <p>イ 平成8年 選択的夫婦別氏制度の導入を含めた答申</p> <p>ウ 法務省は、平成8年と22年に民法改正法案を準備したが、「国民各層に様々な意見がある」等の理由から国会に提出するに至らなかった。</p> <p>(2) 第5次男女共同参画基本計画の策定（令和2年12月25日閣議決定） 夫婦の氏のあり方に関して「国民の意見、国会の議論、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とした。</p> <p>(3) 第6次男女共同参画基本計画の策定（令和8年3月13日閣議決定） 第5次男女共同参画基本計画と同じく、「国民の意見、国会の議論、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とした。</p> <p>2 国会での議論</p> <p>(1) 令和7年5月の第217回国会の法務委員会にて、選択的夫婦別姓制度の法案が審議されたが、会期中に合意形成がなされず、継続審議となった。その後に廃案。</p> <p>3 司法の判断</p> <p>(1) 平成27年12月16日 最高裁判所大法廷判決</p> <p>ア 上告人の主張</p> <p>夫婦同氏制を定める民法第750条が憲法13条、14条第1項、24条第1項及び第2項に違反する。</p>

イ 判決要旨

民法第750条は憲法に違反しない。

選択的夫婦別氏制度に合理性がないとはいえないが、制度の在り方は、国会で論じ、判断されるべきである。

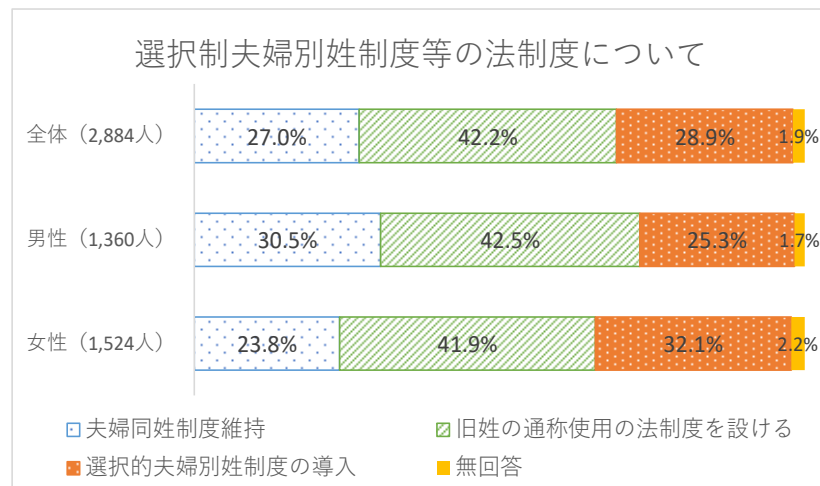
(2) 令和3年6月23日 最高裁判所大法廷判決

(1) と同趣旨の判断がされている。

4 世論の状況

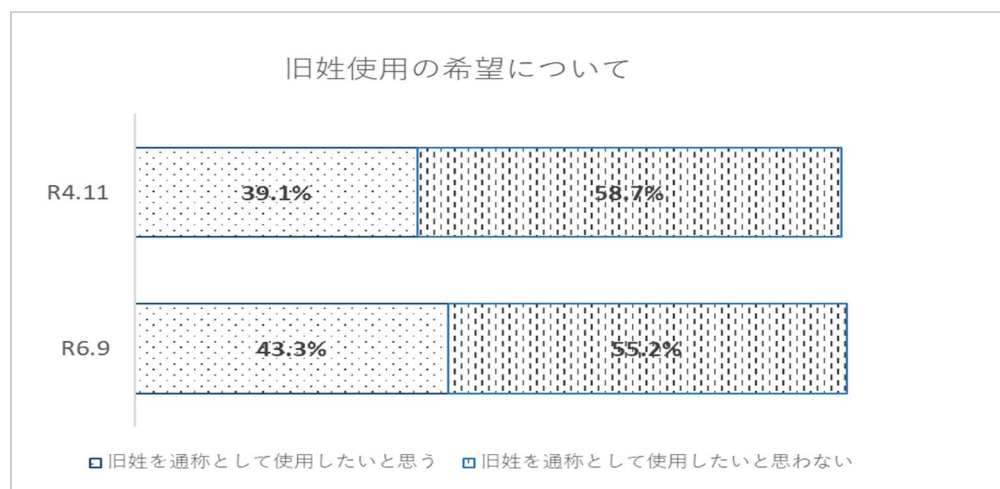
(1) 選択的夫婦別姓制度及び旧姓の通称使用の法制度について

全体では27%が制度導入に反対、42.2%が旧姓使用の法制化を求めているのに対し、28.9%が制度導入に賛成している。



(令和3年12月実施 内閣府「家族の法制に関する世論調査」)

(2) 旧姓使用を希望する割合



(令和6年9月 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」)

5 他自治体の議会意見書の状況

(1) 東京都議会

令和元年6月19日 「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出に関する請願」を賛成多数で可決

令和3年6月7日 国及び政府に対し、「選択的夫婦別姓制度に係る国会審議の推進に関する意見書」を提出

(2) 特別区議会

令和8年5月現在、23区中17区の議会が国に意見書を提出

(令和7年9月、目黒区が新たに提出)

特別区議会の選択的夫婦別姓制度に関する意見書の状況

※特記事項欄：可決が複数あった場合の回数

市区名	意見書の内容	提出時期	特記事項
区部まとめ 23区中17区が意見書提出			
千代田			
中央			
港	選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める	採択されたが、 全会一致でないため提出せず	
① 新宿	国会審議における積極的な議論を行うよう強く要望する	1992.12.4 1996.6.20 2021.10.15	3
② 文京	制度の法制化に関する議論を行うよう強く要望する	2019.3.14 2021.10.14	2
③ 台東	制度について国会において審議するよう求める	2019.12.19	
④ 墨田	制度に関する民法その他の法令について国会審議を推進するよう強く要望する	2019.7.5	
⑤ 江東	選択的夫婦別姓制度の法制化の早期実現を求める	1992.10.14	
⑥ 品川	選択的夫婦別姓について議論を尽くすことを国会及び政府に求める	2025.2.21	
⑦ 目黒	選択的夫婦別氏制度(いわゆる選択的夫婦別姓制度)の着実な議論を進め、導入を求める	2025.9.30	
大田			
⑧ 世田谷	選択的夫婦別姓の法制度改正について、積極的な議論を推進するよう求める	2019.10.17	
⑨ 渋谷	制度に関する法制度について、審議を推進するよう求める	2021.3.25	
⑩ 中野	選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める	2018.12.14 2024.12.12	2
⑪ 杉並	制度に関する民法及び、その他の法令についての国会審議を推進するよう強く要請する	1998.6.12 2022.5.20	2
⑫ 豊島	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める	2019.3.22	
⑬ 北	制度に関する民法、その他の法令について、国会審議の推進を求める	1996.9.30 2020.10.9	2
荒川			
⑭ 板橋	制度について国会において審議するよう求める	2019.10.11	
⑮ 練馬	夫婦の氏に関する制度の在り方について、より一層の議論を推進していくことを求める	2024.3.15	
足立			
⑯ 葛飾	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める	2020.3.27 2021.10.4 2025.3.27	3
⑰ 江戸川	制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望する	2020.10.22 2021.10.28	2

件名	7 受理番号 1 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出するよう求める陳情
所管部課名	区民部戸籍住民課 地域のちから推進部多様性社会推進課
陳情の要旨	国に対して「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」の提出を求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>夫婦の氏は、民法第750条で「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定されている。平成8年度に民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入を提言した法制審議会の答申が出されてから30年が経過している。</p> <p>1 政府の動向</p> <p>(1) 法制審議会 民法部会での審議</p> <p>ア 平成3年 婚姻制度等の見直しについて審議を開始</p> <p>イ 平成8年 選択的夫婦別氏制度の導入を含めた答申</p> <p>ウ 法務省は、平成8年と22年に民法改正法案を準備したが、「国民各層に様々な意見がある」等の理由から国会に提出するに至らなかった。</p> <p>(2) 第5次男女共同参画基本計画の策定（令和2年12月25日閣議決定） 夫婦の氏のあり方に関して「国民の意見、国会の議論、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とした。</p> <p>(3) 第6次男女共同参画基本計画の策定（令和8年3月13日閣議決定） 第5次男女共同参画基本計画と同じく、「国民の意見、国会の議論、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とした。</p> <p>2 国会での議論</p> <p>(1) 令和7年5月の第217回国会の法務委員会にて、選択的夫婦別姓制度の法案が審議されたが、会期中に合意形成がなされず、継続審議となった。その後に廃案。</p> <p>3 司法の判断</p> <p>(1) 平成27年12月16日 最高裁判所大法廷判決</p> <p>ア 上告人の主張</p> <p>夫婦同氏制を定める民法第750条が憲法13条、14条第1項、24条第1項及び第2項に違反する。</p>

イ 判決要旨

民法第750条は憲法に違反しない。

選択的夫婦別氏制度に合理性がないとはいえないが、制度の在り方は、国会で論じ、判断されるべきである。

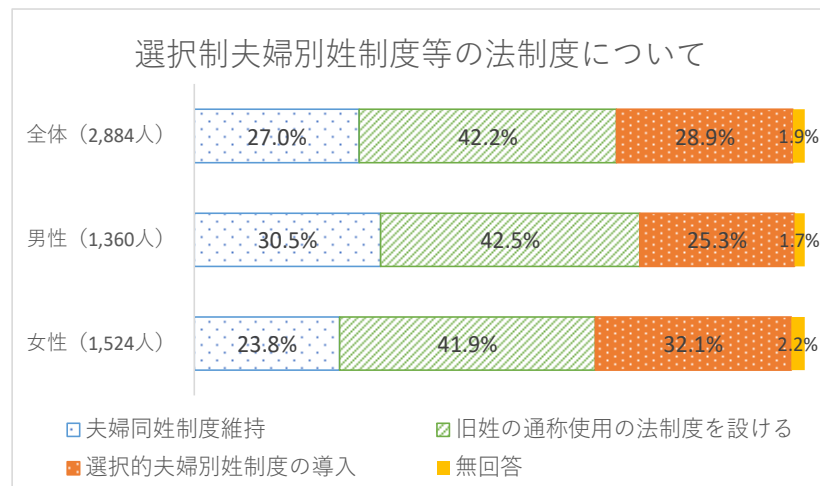
(2) 令和3年6月23日 最高裁判所大法廷判決

(1) と同趣旨の判断がされている。

4 世論の状況

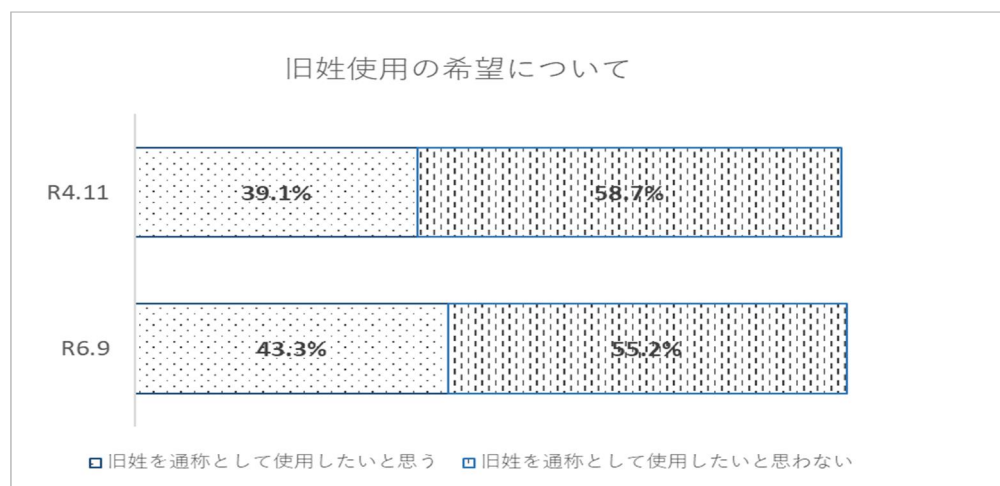
(1) 選択的夫婦別姓制度及び旧姓の通称使用の法制度について

全体では27%が制度導入に反対、42.2%が旧姓使用の法制化を求めているのに対し、28.9%が制度導入に賛成している。



(令和3年12月実施 内閣府「家族の法制に関する世論調査」)

(2) 旧姓使用を希望する割合



(令和6年9月 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」)

5 他自治体の議会意見書の状況

(1) 東京都議会

令和元年6月19日 「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出に関する請願」を賛成多数で可決

令和3年6月7日 国及び政府に対し、「選択的夫婦別姓制度に係る国会審議の推進に関する意見書」を提出

(2) 特別区議会

令和8年5月現在、23区中17区の議会が国に意見書を提出

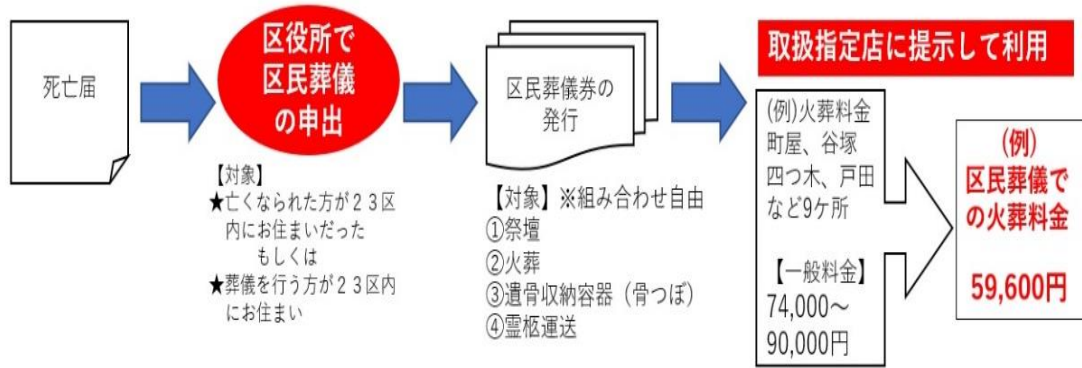
(令和7年9月、目黒区が新たに提出)

特別区議会の選択的夫婦別姓制度に関する意見書の状況

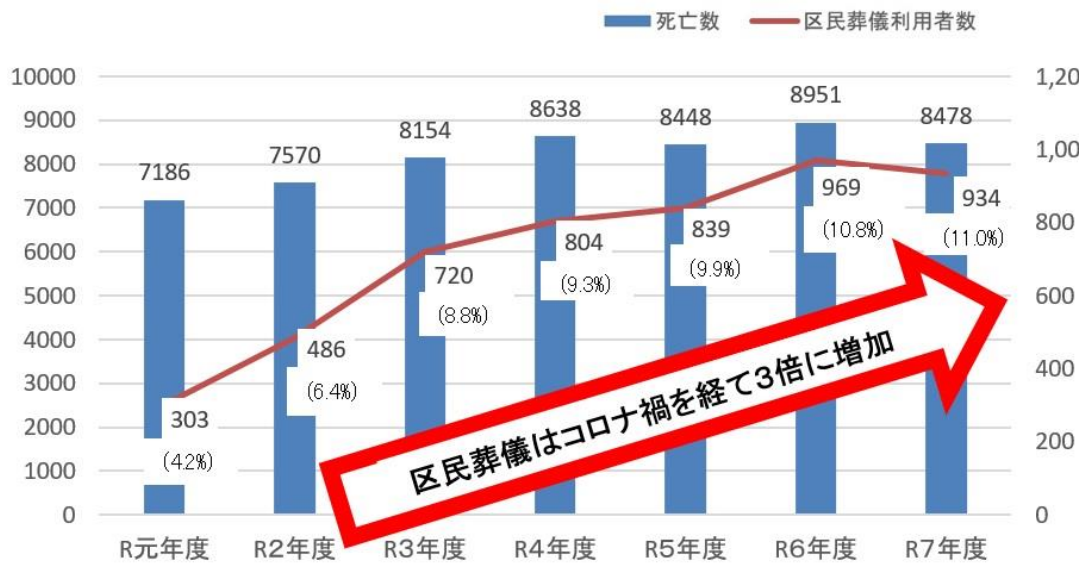
※特記事項欄：可決が複数あった場合の回数

市区名	意見書の内容	提出時期	特記事項
区部まとめ 23区中17区が意見書提出			
千代田			
中央			
港	選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める	採択されたが、 全会一致でないため提出せず	
① 新宿	国会審議における積極的な議論を行うよう強く要望する	1992.12.4 1996.6.20 2021.10.15	3
② 文京	制度の法制化に関する議論を行うよう強く要望する	2019.3.14 2021.10.14	2
③ 台東	制度について国会において審議するよう求める	2019.12.19	
④ 墨田	制度に関する民法その他の法令について国会審議を推進するよう強く要望する	2019.7.5	
⑤ 江東	選択的夫婦別姓制度の法制化の早期実現を求める	1992.10.14	
⑥ 品川	選択的夫婦別姓について議論を尽くすことを国会及び政府に求める	2025.2.21	
⑦ 目黒	選択的夫婦別氏制度(いわゆる選択的夫婦別姓制度)の着実な議論を進め、導入を求める	2025.9.30	
大田			
⑧ 世田谷	選択的夫婦別姓の法制度改正について、積極的な議論を推進するよう求める	2019.10.17	
⑨ 渋谷	制度に関する法制度について、審議を推進するよう求める	2021.3.25	
⑩ 中野	選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める	2018.12.14 2024.12.12	2
⑪ 杉並	制度に関する民法及び、その他の法令についての国会審議を推進するよう強く要請する	1998.6.12 2022.5.20	2
⑫ 豊島	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める	2019.3.22	
⑬ 北	制度に関する民法、その他の法令について、国会審議の推進を求める	1996.9.30 2020.10.9	2
荒川			
⑭ 板橋	制度について国会において審議するよう求める	2019.10.11	
⑮ 練馬	夫婦の氏に関する制度の在り方について、より一層の議論を推進していくことを求める	2024.3.15	
足立			
⑯ 葛飾	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める	2020.3.27 2021.10.4 2025.3.27	3
⑰ 江戸川	制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望する	2020.10.22 2021.10.28	2

件名	受理番号 2 区民の平等性を著しく欠く「区民葬儀における新たな助成制度」に関する陳情				
所管部課名	区民部戸籍住民課				
陳情の要旨	令和8年1月16日に公表された「特別区区民葬儀における新たな助成制度」について、行政サービスの根幹である「公平性」および「福祉的意義」の観点から看過できない問題があり、改善を求める。				
陳情者等	請願文書表のとおり				
内容及び経過	<p>令和8年1月16日、特別区長会は「特別区区民葬儀（以下「区民葬儀」という）における新たな助成制度の創設」についてプレス発表した。特別区長会での決定事項として、足立区も、区民葬儀を利用した場合に対象となる火葬場の料金の一部について、令和8年4月1日に助成を開始した。</p> <p>1 区民葬儀について</p> <p>(1) 区民葬儀は、区民の葬儀費用の負担軽減のため、特別区区民葬儀実施要領（昭和40年8月19日策定）に基づき、全東京葬祭業協同組合連合会（以下「協同組合」という）に加盟する区民葬儀取扱業者と特別区とで特別区区民葬儀運営協議会を設置し、実施している。</p> <p>(2) 協同組合によると、新規加入については「区民に低廉かつ簡素な形式の葬儀を確実に提供するには、組合加入にあたり一定の基準が必要であり、加入申請があった場合は営業実態等の審査を行い、適正な業者であれば拒むものではなく、組合加入の門戸は開かれている」としている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① <u>特別区での取扱店（加盟店）</u> 特別区内葬儀店 <u>のうち248店 約25%が加盟</u>（注1） （注1）特別区調べ</p> <p>② <u>足立区での取扱店（加盟店）</u> 区内葬儀店 <u>約160店（注2）のうち13店 約8%が加盟</u> （注2）インターネット検索調べ</p> </div> <p>(3) 区役所での死亡届提出・火葬許可申請の際に、窓口で区民葬儀券を利用希望者に発行する。</p> <p>区民葬儀券には、祭壇、霊柩車、火葬、遺骨収納容器の4種類のメニューがあり、利用者が取捨選択のうえ組み合わせることで区民葬儀取扱指定店に提示し利用する。</p> <p>※ 足立区における発行数</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>令和6年度</td> <td>969件</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>934件</td> </tr> </table>	令和6年度	969件	令和7年度	934件
令和6年度	969件				
令和7年度	934件				



足立区の年間死亡数と区民葬儀利用者との関係について



2 助成制度創設の経緯

- (1) 令和7年8月1日、東京博善株式会社が以下について公表した。
 - ア 令和8年3月31日をもって区民葬儀の取扱いを取り止める。
 - イ 火葬料の一般料金を90,000円から87,000円に値下げする。
- (2) 令和7年8月1日、特別区長会は、昨今の物価高により葬儀全般にかかる費用が増加していること、及び火葬場が区民生活にとって不可欠なものであり、公共的な施設でもあること等を踏まえ、区民葬儀利用者の経済的負担を軽減する観点から総合的に判断し、「特別区区民葬儀における助成制度の創設について」を公表した。
- (3) 令和8年1月16日、特別区長会は、区民葬儀利用者のうち特別区が指定する民間火葬場において最も低廉な火葬料金を支払った方を対象とした23区共通の新たな助成制度を、令和8年4月から開始すると公表した。

3 助成制度の概要

(1) 支給要件（以下のすべてを満たすこと）

- ア 区民葬儀メニューの中から、祭壇（棺のみの利用も含む）または霊柩車のうち1つ以上を利用した。
- イ 「特別区が指定する民間火葬場」を利用し、最も低廉な火葬料金を支払った。
- ウ 逝去者の住民登録が、死亡日において23区内にあった（住民登録があった区が申請先）。

ただし、逝去者の住民登録が特別区外であっても、火葬費用を負担した方が23区内に住民登録があれば支給対象とする（火葬を執り行った日に住民登録がある区が申請先）。

(2) 「特別区が指定する民間火葬場」

東京博善株式会社が運営する、町屋斎場、四ツ木斎場、落合斎場、代々幡斎場、桐ヶ谷斎場、堀ノ内斎場の6火葬場

(3) 助成限度額

- ア 大人 27,000円 小人(満6歳以下) 15,000円

(算出根拠) 大人の場合

特別区内の公営及び区民葬儀取扱業者である民間火葬場の一般料金の平均額87,000円と、区民葬儀の火葬料金59,600円との差額から1,000円未満を切り捨てた額。

ただし、実際に支払った額と59,600円との差額が助成限度額に達しない場合は、その額を助成額とする。

(4) 申請方法等（基本的な方法）

助成金交付申請書、火葬場が発行した領収書、利用した区民葬儀メニューがわかる葬儀社が発行した領収書を、足立区の場合は戸籍住民課に持参。本人確認のうえで、後日、金融機関口座に振込む。

(5) 足立区における令和8年度の助成申請実績数および年間見込数

助成申請実績数27件（5月末時点） 年間見込数739件

【足立区近隣の火葬場における火葬料金（令和8年4月1日以降）】

火葬場	一般料金	区民葬儀料金	助成後負担額
東京博善株式会社 町屋斎場、四ツ木斎場	87,000円	適用無し	60,000円
聖典株式会社 谷塚斎場	74,000円	59,600円	

※ 足立区の区民葬儀利用者の約5割が東京博善株式会社の火葬場（町屋、四ツ木）を利用しており、区民葬儀取り止めの影響が大きいと言える。